【規程番号　神女短Ｖ－001】

神戸女子短期大学長期履修学生に関する取扱い規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第３条の２の規定に基づき、長期履修学生に関して必要な事項を定める。

（長期履修の申請）

第２条　長期履修を希望する者は、出願の際に長期履修学生登録申請書により申請し、学長の承認を得なければならない。

２　長期履修学生となることを認められた者には、長期履修学生登録許可書を交付する。

３　入学後の長期履修学生への申請は原則認められない。

（修業年限）

第３条　長期履修学生の修業年限は３年とする。

２　前項の修業年限を超えて在学する場合は、長期履修学生に関する取扱いは適用されない。

３　休学期間は長期履修期間及び在学期間に算入しない。

４　修業年限の短縮は認められない。

（履修登録単位数の上限）

第４条　長期履修学生は 1 年間に 33 単位を超えて履修することはできない。ただし、次の各号　に掲げる科目においてはこの限りではない。

(1) 卒業要件単位に含まない科目
(2) 学外実習関連科目
(3) 海外語学演習
(4) 単位認定科目
(5) 再履修科目
(6) 保育士資格取得に関する科目（ただし、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目を除く）

（学納金）

第５条　長期履修学生の学納金は別に定める。

（補則）

第６条　長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則を準用し、その他必要な事項は部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。